

登録取消規程（登録情報の削除）

登録者ご本人から登録取消しの申し出があった場合、もしくは以下のいずれかに該当した場合は登録取消し（登録情報の削除）させていただくことがあります。

- ・登録時又は採用時に、経歴、職能、資格を詐称した場合、又はその他の項目について虚偽の申告があったとき
- ・登録者の責に帰すべき事由で雇用契約が終了した場合等で、当社が必要と判断したとき
- ・当社および当社取引先等に損害、不利益を与える行為、又は名誉、信用を損なうような行為があったとき
- ・当社で就労が困難である、又は適当でないと当社が判断したとき
- ・70歳を超えたとき
- ・登録または雇用契約終了後2年を経過し、直接連絡を取るのが困難なとき、又は登録更新の申し出がなかったとき

取消時（削除）は、お預かりした書類等は当社にて責任持って処分致します
（返却は致しません）

※登録者の責に帰すべき事由＝懲戒解雇含む

この規定は、2015年8月から適用されます。

ヤマハ発動機ビズパートナー株式会社
人材採用部 人材サービス課